

令和4年度 第2回鈴鹿市地域ケア推進会議 議事概要

日時 令和4年11月17日(木) 午後3時

場所 鈴鹿市役所本館12階 1203会議室

出席委員：19名

菅原 秀次(会長・議長)、西城 英郎(副会長)、長谷川 豊、若生 美樹、
吉田 ひとみ、菊山 佳昌、齋藤 綾子、中西 淳一、寺田 隆、
伊藤 健司、山本 勝也、福田 智女、松永 真由美、中東 真紀、
渥美 大輔、玉田 浩一、伊藤 淳、市川 栄、長谷川 友子

事務局：14名

中村 昭宏(健康福祉部長)
長尾 浩幸(健康福祉部次長兼社会福祉事務所長)
服部 亨(健康福祉部健康福祉政策課長)
中上 陽子(健康福祉部長寿社会課長)
濱口 貴雄(健康福祉部長寿社会課管理グループリーダー)
市川 英二(健康福祉部長寿社会課高齢者福祉グループリーダー)
今西 優子(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)
宮崎 千夏(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)
伊藤 峻(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)
飯島 明日香(健康福祉部長寿社会課地域包括ケアシステム推進室)
内山 昂貴(鈴鹿市基幹型地域包括支援センター)
田中 浩樹(鈴鹿市社会福祉協議会権利擁護グループリーダー)
佐藤 秀人(鈴鹿市社会福祉協議会・生活支援コーディネーター)
丸山 祥子(鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センター長)

《会議の概要》

1 あいさつ

健康福祉部長あいさつ

2 事務連絡

3 議事

(1) 会議の公開について

【議長(菅原)】

議事(1)番「会議の公開について」事務局より説明願います。

【事務局(中上)】

「会議の公開について」説明いたします。本会議におきましては、原則公開としております。本日の傍聴人は、2名です。議長、傍聴人に入室いただいてもよろしいでしょうか。

【議長（菅原）】

入室を許可します。

・・・傍聴人入室・・・

【事務局（中上）】

本会議におきましては、原則公開としております。本会議の開催につきましては、市ホームページにて事前に公表しており、本日、本庁舎南側掲示板にて掲示させていただいております。

会議録につきましては、市ホームページにて公開してまいります。

（２） 協議事項

【議長（菅原）】

議事（２）番 協議事項 に移ります。

身元保証と金銭管理について、事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

身元保証と金銭管理について、ア～ウの実現のための取組をそれぞれ説明いたします。はじめに、「ア 権利擁護体制の強化」につきまして、長寿社会課 高齢者福祉グループ グループリーダーの市川から説明いたします。

【事務局（市川）】

権利擁護体制の強化について説明いたします。

国が成年後見利用促進法を制定して、成年後見等の取り組み強化が求められておりましたので、関係機関と協議して、体制強化に取り組みました。その中でまずはこれまで補助という形で鈴鹿市社会福祉協議会に後見サポートセンター等の取組をお願いしておりましたが、それ以外にも法律・福祉・行政でネットワークを組んで行ってきた事業なども含めて、一括して市から社協さんへの委託という形に整理しました。

委託というのは市が主体的に参加して責任を持つということでもありますので、運営委員会等にも事務局として参加するスタイルに変更しました。市として責任を持って積極的に関わってほしいという要望もいただいておりますので、介護保険の予算の一部を委託費用に積み上げて、体制強化を図ったところです。

委託先となる社協の動きについては、社協の田中リーダーからお話しいたできます。

【事務局（田中）】

資料３及び追加資料１で説明をさせていただきます。

これまでの事業を整理したというお話がありましたが、資料３の下側の図

を御覧いただければと思います。緑色の円の鈴鹿市権利擁護ネットワーク会議で取組を進めていただいております。右側の後見サポートセンターみらいが後見に関する相談を一手に引き受けています。

上下で予算を見比べていただくと、令和3年度まではネットワーク会議で予算70万円、後見サポートセンターで940万円でしたが、令和4年度からはこれらの予算を集約して1,700万円ということで、使いやすい形に変更していただきました。

ピンク色の文字は、令和4年度から体制を強化して取り組んでいるところでございます。「権利擁護支援の推進」では、権利擁護ネットワーク会議に様々な機関の方々に年間3回会議に御出席いただいて、県下で行われている権利擁護の取組についてのチェックを中心に議論をしていただいております。この運営をサポートセンターみらいが行うということが体制強化の一つです。

また、受任調整会議の開催ということで、今年度はまだ事例検討の段階で、年6回まで実施できておりませんが、少しずつ取組を進めておりますし、市長申立て案件の事務ということで、これまで行政で取り組んでいただいておりますが、社協に委託をしていただき、よりスムーズに必要な方に行き届くように実施している状況です。終活の支援ということで、エンディングノートの普及等についても取り組んでおりますので、後ほど説明させていただきます。これらのように機能をプラスしてサポートセンターみらいが発展しているという状況でございます。

実績については、追加資料1を御覧ください。サポートセンターみらいについては下段に過去3年度を遡って記載しております。新規相談と継続相談ということで、新規でこの制度を利用したいという方が実際に制度を利用したいということになりますと、様々な申立書の作成等の確認で再度来所いただく場合がありますので、そういった方を継続相談として計上しております。法人受任は令和4年度に1名追加になりまして、5名の方のサポートをさせていただいており、施設入所の方が4名、在宅の方が1名となっております。

主な役割や業務は記載のとおりで、令和4年度に新規で追加した部分は、イ・ウ・エ・オ・カでございます。年間の回数を増やし、研修も増えているといった実績でございます。

権利擁護の取組として、県からの委託で日常生活自立支援センターも運営しております。対象となる方は、認知症の高齢者をはじめ、精神障がい者、知的障がい者など、判断能力が衰えた方の支援ということで、関連機関から御相談をいただきながら日々支援をしております。

御要望もかなり多くなってきておまして、利用者数は令和4年9月時点で195名の利用があり、間もなく200名になります。契約いただいた後には、日常生活の支援ということで、御利用者にお金をお届けしたり、関連機関にお支払いに伺ったりと、職員が出向いて行う支援を年間5,000件以上行っており、電話相談等も数多く対応させていただいております。今年度も半期ですが、2,000件以上の支援を行っております。

また、鈴鹿市だけでなく県内でも利用者数が増えているということで、伸び率は少ないですが、解約の件数も含まれておりますので、数としては多く、29市町すべてで取り組んでいる状況でございます。

職員体制については表のとおりですが、昨年度はまでは「専門員（兼務）」が2名だったところを3名にさせていただき、体制を強化して対応しているところです。長い期間お待ちいただいている方もみえまして、最長4か月待ちという方もいますので、待機人数0人を目指して取り組んでまいります。

実際に利用者宅を訪問する職員と相談を受ける職員で役割を分けて展開している事業になりまして、17名の非常勤の方とは訪問の際の気づきを共有して関連機関と迅速に連携を図ることができるよう取り組んでおります。

【事務局（市川）】

補足ですが、先ほど、社協の田中リーダーから概要をお話いただきましたが、成年後見の取組を強化する中で見えてきたのは、成年後見だけでは足りないということでした。成年後見制度自体も後見人のなり手不足や特に時間がかかりすぎる点など課題が山積みです。社協では日常生活自立支援事業などの事業もありますが、それぞれ縛りがあるところもあり、これがあれば大丈夫という仕組みがない所が課題となっています。日頃から準備してもらうことが一番重要ですので、終活に対する啓発も並行して進めていただきますが、今すぐ起こる身元保証問題などに対応できるよう、権利擁護体制の強化につきまして、他市町の取組状況の調査や研究を行う研究会を立ち上げることも考えておりますので、後ほど皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

【事務局（中上）】

続きまして、「イ 身元保証がない方の入院・入所に係るガイドラインの作成」につきまして説明いたします。

身元保証作業部会におきまして、ガイドラインの作成について御検討いただきましたので、地域包括ケアシステム推進室の今西から説明いたします。

【事務局（今西）】

身元保証がない方の入院・入所に係るガイドラインの作成について説明いたします。

介護支援専門員、病院、鈴鹿地区老人福祉施設協会、鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センターすずらん、基幹型地域包括支援センターをメンバーとし、身元保証作業部会を開催し、ガイドラインの素案を作成・検討いたしました。

資料4 鈴鹿市「身寄りがない方の入院・入所に関するガイドライン」を御覧ください。

このガイドラインでは、実施したアンケートより、身元保証人がいないことを理由に必要な医療や介護サービスを利用できない事例や、医療機関や施設においても対応に苦慮することがみられることから、身元保証に関する考え方を整理し、身元保証人がいない場合の対応について関係者間で共通認識を持つことで、医療機関や介護施設が抱える不安感・負担感を軽減するとともに、身寄りのない方でも必要な医療や介護サービスを受けることができるようにすることを目的としております。

P1「3 本ガイドラインの位置づけ」の「(1) ガイドラインの支援の対象者は、「ア 身寄りのない独居の方」及び「イ 家族の支援が受けられない方」

としております。

「(2) 身元保証に求められると考えられる機能や役割」として、「ア 入院・入所の手続き」から「キ 死亡時の遺体・遺品の引き取り・葬儀」に分けて整理しています。

P 2「4 支援制度の概要」として、表 1 のとおり公的な制度の整理、またアンケートにおいても多くの方が御利用いただいております民間の身元保証会社 について記載しております。

P 4「5 身元保証に求めることと対応」については、判断能力が十分な場合、判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合、判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合 について、先ほど説明した「ア 手続き」 から「キ 死亡時」のそれぞれの考え方を整理しました。

P 5「(1) 判断能力が十分な場合」は、身元保証人がいないことを理由に入院・入所を拒むことはできないため、「身元保証」という用語にとらわれず、本人にわかりやすく説明を行い進めていくことと整理しました。

P 6「(2) 判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合」については、成年後見人の役割としてサービスの契約等に関与するため、成年後見人に説明等を行い、連携を図っていきます。

P 7「(3) 判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合」については、医療や介護の現場で課題になる部分です。成年後見人等がいなければ入院・入所等に関する手続きができないわけではなく、周囲の関係者による意思決定支援を通じて表出された本人の意思に基づき支援を行うことは可能です。この周囲の関係者による、というところが曖昧で、現場ごとに苦慮されているという課題が残ります。ここについては、後ほど資料 5 の課題整理の部分で説明させていただきます。

P 8「6 医療行為についての考え方」については、本人の判断能力の程度に関わらず、適切な情報提供と説明がなされ、本人による意思決定が基本となります。判断能力が不十分な場合でも、成年後見人等の第三者が医療に係る意思決定・同意ができるという規定はありません。

厚生労働省が示す「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の考えを踏まえ、関係者や医療・ケアチーム、臨床倫理委員会等の中で慎重な判断を行う必要があります。このガイドラインから抜粋して本ガイドラインに掲載していますが、まずは家族等が本人の意思を推定し、それが難しくケアチームに委ねられる場合は、本人にとって最善の方針をとることを基本とし、話し合った内容をその都度文書にまとめておくこととされています。

また、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて方針等に検討を行うことが必要とされています。

P 9「8 事前に準備できること」として、鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議の中で ACP 委員会を立ち上げて普及啓発に向けた取り組みを行っているほか、鈴鹿市権利擁護ネットワーク会議において「私の人生ノート」を作成しており、これらのことを元気なうちから準備しておくことを記載しています。

これらの内容を整理していく中で、複数の課題が出てきましたので、資料

5にまとめました。ここからは、高齢者福祉グループの市川から説明させていただきます。

【事務局（市川）】

ガイドラインにおきましては、判断能力の有無や成年後見制度の利用の有無によって対応の整理をさせていただいているところですが、見えてきた課題について、あらためて表にまとめさせていただきましたので、資料の5を御覧ください。

6つのカテゴリーに分けてあげさせていただきました。

まず、一つ目として「1 公的制度の体制」です。権利擁護の推進という中で成年後見や日常生活自立支援事業を行っているところですが、とにかく対象者が増えている中で、時間がかかるという声が多くなりました。本年度、予算を増額し、体制の強化を図ったところですが、まだまだ足りない。何が足りないのかを改めて確認したうえで、抜本的対策が必要なのか、引き続き協議が必要であるというところです。

次に「2 医療行為の同意」ですが、これまで最前線である現場から、医療行為にかかる親族以外の第3者の同意や立ち合いが本当に必要なのかという意見が出ています。長年慣例となっているシステムかと思いますが、親族がいない人が普通に存在する時代には合っていないやり方であり、いたずらに関係者に負担をあおるシステムではないか、病院や施設と第3者の支援機関との合意により、お互いの負担が少なく、効果を発揮するシステムが構築できないかというものです。

2番に関連しますが、「3 入退院・入退所」の課題です。とにかく親族支援者がいない方が増加する中でこのこれまで慣例であった身元保証人の必要性です。当然、経営側としては金銭負担やもしもの時の対応を行っていただく身元保証人の存在は絶対であるとは思いますが、残念ながら当然に支援者がいる時代ではなくなってしまいました。ただ、それがないと身動きが取れないのも事実で、時代に合う身元保証の形が何とか作れないか。本人にとっても、また病院施設側についても安心できる制度を構築できないか。この部分については、国もそろそろ動かざるを得ない状況になっているとは思いますが、効力のある法改正等があるまでの間、鈴鹿方式で何かできないか検討していきたいと考えています。

次は「4 民間の身元保証会社」についてですが、現状として意思判断能力と金銭的な余力がある場合に素早く対応してもらっています。ただ、民間であるがゆえにお金絡む場合に問題が発生する事例も一定数発生しており、どのような形であれば信頼が置ける形で効果が発揮できるのか、整理が必要と考えています。

次に「5 家族関係」で、そもそも親族の力は非常に大きいわけですが、親族がいるからすべて大丈夫ということにならないところが難しいところで、いろんな御家族がいるというところ。家族がいる事をプラスの効果にさせていただくために地域や福祉の支援者などがうまくアドバイス・誘導したりすることが大事なのかなと思います。そういった点でACPやエンディングノートなど共通理解を図ること、また自分の意思を伝えておくことの大切さなどを様々な世

代に啓発しておくことが大事であると考えます。

最後に「その他」ですが、意思判断能力があるなしの例外として、意思があっても難しい場合、セルフネグレクトのようなケースで自ら孤立を望まれる方への対応は今後の課題であると考えています。こういったケースがあること、様々な事例を検証して孤立をなくす方法を考えていかなければならないことを認識しておく必要があります。もう一つは個人情報の問題。そもそも本人の了解がなければ個人情報は出せないという中で、本人の意思判断能力がないとなれば、どのように進めたらいいのか。親族の情報なども欲しいところですが、他人が勝手に調べることが可能なシステムを研究する必要があると考えています。災害時要援護者台帳の登録などで本人の了解を取って合法的に情報を集める方法など、強制的に情報が集められる時代がいずれ来るかもしれませんが、それまでの間にどのようにしていくことが効果的か、議論が必要と考えています。

これらの課題については、法律等で定められてどうしようもないもの、予算が必要なものと色々あるかとは思いますが、関係者間で同意できれば実行できるものなどもあるのではないかと考えています。

そういった点をこのガイドラインで整理をして、一つでも高齢者に関わる皆さんが今以上に安心して、また効率的で効果的に動ける形が作れないかと考えています。

ガイドラインの中でどこまで言及し、そこで出た課題に対してまた別に個々に考えていくのか、そのバランスは難しいところがあるとは思いますが、皆さんの御意見をいただき、効果があるものにしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議長（菅原）】

協議事項のアとイについて説明いただきました。何か御質問、御意見はございませんか。

【副会長（西城）】

追加資料1に相談実績とありますが、内容はこういったものがありますか。

【事務局（田中）】

御本人よりも御家族や関係機関の福祉関係者から御相談を受けることが多く、例えば脳梗塞や脳出血などで急に判断能力を失ってしまった場合や、認知機能の低下が進行して金融機関から通帳を凍結されてしまった場合など、成年後見人が必要になった時に御相談をいただきます。精神障がいの方ですと、入所期間が長い方が地域に戻られる際や他の施設に入所される際に相談役として成年後見人を求める場合があります。知的障がいの方ですと、お子様が勝手に契約してしまうことから取消権がほしいということで、補助・補佐類型等の御相談をいただくケースもあります。

また、相続関係で、相続人のお一人が認知症であったり、障がいをお持ちであったりする場合に手続きが進まないということで御相談を受ける場合があります。

【副会長（西城）】

様々な相談内容があると思いますが、事前の準備としてACPやエンディングノートの活用を進める必要があると思います。

また、資料4については、今後しっかりと周知をしていただいて、ケアマネや地域包括支援センターで活用してもらえるようにしていただきたいです。

【議長（菅原）】

その他御意見等がありますでしょうか。

【委員（渥美）】

資料4について質問ですが、医療行為の同意の部分で、今後医療機関にも困ったときに連携が取れるような周知がされる流れでよろしいでしょうか。

【事務局（市川）】

ガイドラインはこういう形が望ましいということを示すもので、それぞれの病院で対応できるかは病院経営者の判断になりますが、こちら側の関係者の同意を得て、病院経営者側の同意も得られれば、「鈴鹿としては大丈夫」ということになればと思っております。ガイドラインのほかに、身元保証に関する仕組みを作って、例えば関係者が集まる会議などで了解されれば病院・施設で受け入れてもらえる、といった形を検討していく必要があるのではないかと思います。

【議長（菅原）】

ガイドライン作成のために作業部会を立ち上げてもらったように、身元保証、権利擁護に関する研究会などの立ち上げなども考えられますが、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局（市川）】

身元保証に関しては、他市町では要綱を作成しているところもありまして、身元保証を行える人はいないけれど、身元保証が必要な場合に、市が保証をする、保証があるものとしてみなしていこうというような方式を取っている市町があります。経営者側から法的根拠がないから受け入れられないといったことがないように、いかに合意を得られるかが課題です。

方向性としては、こういったことの必要性があると皆様に判断いただければ、こういったものを形にして、関係者間の合意で身元保証があるものとみなして動けるようなシステムができればと思っています。

【議長（菅原）】

鈴鹿方式ができればというお話でしたが、鈴鹿地区老人福祉施設協会の伊藤委員は御意見等ありますでしょうか。

【委員（伊藤）】

私も作業部会に入らせていただいて、課題の整理などは随分進んできていると思います。今後はガイドラインをもとに、それぞれの法人が同じ方向に進めていく努力をしなければならないと思いました。

【議長（菅原）】

その他御意見等がありますでしょうか。

・・・意見，質問なし・・・

【事務局（中上）】

身元保証に関する仕組みづくりについて検討を始めるということでよろしいでしょうか。

【議長（菅原）】

事務局で身元保証に関する仕組みづくりについて検討を進めていただくということで皆様よろしいでしょうか。

【副会長（西城）】

進めてもらえればと思います。

・・・異議なし・・・

【事務局（中上）】

市と社協を中心に、関係者の方々にも参加いただきながら検討を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【議長（菅原）】

それでは、協議事項 身元保証と金銭管理等について、事務局から引き続き説明願います。

【事務局（中上）】

次に「ウ エンディングノートの活用やACPの周知啓発等，終活支援の推進」について説明いたします。

まず，エンディングノートの活用の周知啓発につきまして，鈴鹿市社会福祉協議会権利擁護グループの田中グループリーダーから御報告いただきます。

【事務局（田中）】

資料「知っ得！納得！イマドキの「終活」～わたしの人生ノートを書いてみよう～」を御覧ください。今年度から中核機関を担っているということは先ほど説明させていただいたとおりですが，終活の支援として講演会を開催いたします。終活に関しては大変関心が高く，5月にイスのサンケイホール鈴鹿で開催しました講演会も300名以上の方に御参加いただきました。

また、昨年の１２月の権利擁護ネットワーク会議の中で、「エンディングノート」という名称ですと手に取っていただくのが難しいということで、鈴鹿市では「わたしの人生ノート」というタイトルで作成させていただいております。関係機関にはお配りさせていただいておりますが、市民への啓発に関してはまだまだということで、こういった講演会のほか、一人暮らしの高齢者のつどいや高齢者のサロン等を通じて周知啓発を行ってまいります。

ただ、エンディングノートを配布して終わりというわけにはいきませんので、記入して、家族に共有していただくことが重要であると考えますと、道半ばというところでございます。

また、こういったタイミングで書けばいいのかという御意見も関係機関からいただいておりますので、周知については一つ一つ丁寧に啓発していきたいと思っております。少しずつですが、地域の方から呼んでいただくことが増えてきています。

【事務局（中上）】

ＡＣＰに関しましては、地域包括在宅医療ケアシステム運営会議の専門委員会である、ＡＣＰ委員会で多職種でのＡＣＰの進め方について検討を重ねていただいております。

また、ＡＣＰの普及啓発につきまして、お配りした資料に「もしもの話をもっと身近に」というチラシがございますので、御覧ください。

こちらは、１１月２７日に日本死の臨床研究会の年次大会の市民公開講座として三重県総合文化センターで開催されるものです。開催にあたり鈴鹿市の方でサテライト会場を設ける予定をしております。

【議長（菅原）】

協議事項のウについて説明いただきました。何か御質問、御意見はございませんか。

【委員（玉田）】

認知症グループホームでは２か月に１度運営推進会議を開催しておりますので、そちらで「わたしの人生ノート」についてお話しいたいただくことは可能でしょうか。

【事務局（田中）】

人数の規模や年齢層等に関わらずお話しさせていただくことは可能です。ぜひお願いいたします。

【議長（菅原）】

その他御意見等がありますでしょうか。

授業の中でエンディングノートを使わせていただいて、自分は誰に何を伝えたいのか、最期は誰に会いたいのかを投げかけるとしばらくしてペンが止まるのですが、「無理には書かなくていい、そのペンが止まったことを覚えておいてほしい」と伝えていきます。数年前に亡くなられた聖路加国際病院の日

野原重明先生は、看護師の教育の中でこういったことを何十年も前から取り組まれていて、事務局から「年齢層等に関わらず」という話もありましたが、「人生会議」と捉えるだけでなく、絶えずそういったことを意識し合うということが地域共生社会という意味合いも含めて、大切なことだと思います。

【副会長（西城）】

認知症の方も増えてきていますので、60代後半になったら1年毎に、例えば誕生日毎に家族で話し合うことが大切で、高齢になったらいつどうなるかわからないので準備が必要です。

【委員（若生）】

エンディングノートについてですが、2～3分の映像、DVDのようなもので説明が聞くことができる資料はありますか。

【事務局（田中）】

現在のところそのようなものの用意はありませんので、もし説明の機会があれば呼んでいただければと思います。

【委員（若生）】

薬剤師会では、ふれあいいきいきサロンに出前講座を行う機会が増えてきておりますので、そういった映像の資料があれば周知できるのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

【議長（菅原）】

その他御意見等がありますでしょうか。

【副会長（西城）】

令和5年2月に「人生の最終段階における医療・ケアに関するガイドライン」が日本医師会生命倫理懇談会から出しておりますので、一度お読みいただければと思います。

(3) 報告事項

【議長（菅原）】

それでは、引き続き、会議を進めます。議事(3)番 報告事項として、「ア 地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況」について事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

報告事項「ア 地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況」については、健康福祉政策課 課長の服部から報告いたします。

【事務局（服部）】

地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況について報告させていただきます。本市におきましては、地域共生社会の実現のために、令和6年度から重層的支援体制整備事業の開始に向けまして重層的支援体制の移行準備事業に取り掛かっております。重層的支援体制整備事業とは、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるような包括的な支援体制を構築するために、制度の属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する整備事業といたしまして、令和3年4月の社会福祉法の改正により創設されたものです。重層的支援体制は、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止めまして、複雑化・複合化した事案は相談支援機関に繋ぎ、各相談支援機関との連携のもと、支援ができる体制を構築するものでございます。

追加資料2に重層的支援体制のイメージ図を掲載しております。本市においてもこのイメージ図のような体制を構築するために準備を進めております。取組については、資料2の「令和4年度 第1回 鈴鹿市地域ケア推進会議の要点」の「1 地域共生社会の実現へ向けた包括的支援体制の整備の進捗状況について」にありますように、令和3年度には相談包括化推進員を1名、令和4年度には3名を配置しまして、現在は4名体制で相談支援をしている状況でございます。この4名の相談支援包括化推進員につきましては、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を兼務しておりまして、地域における福祉課題に対応するための体制を拡充するため、個別支援、地域づくり支援、仕組づくりの3点について一体的な支援ができるよう取組を進めております。配置後の状況でございますが、このCSWとしては、個別支援や地域づくり支援にあたって、必要な分野ごとの適切な制度に繋ぐ役割を意識して取り組んでおりまして、相談支援包括化推進員としては、仕組づくりについて生活支援コーディネーター、基幹型地域包括支援センターなどの分野の専門職と連携を図りながら、支援を行っているところでございます。配置人数等は、鈴鹿市社会福祉協議会と協議・調整を進めております。既存の制度の相談員の活動等、役割分担や複雑化した生活課題の洗い出しなどを含め、今後も引き続き協議を進めていくところでございます。

また、令和4年度に健康福祉政策課に社協職員の方を1名配置していただきまして、4名体制を取らせていただいております。当課の職員2名を合わせて6名で生活困窮者の相談支援業務にあたりまして、CSWと連携を取りながら、アウトリーチによる伴走型支援も実施するように努めております。

今後は追加資料2にありますイメージ図のような仕組を構築しまして、各分野のネットワークが繋がるように庁内関係課及び各福祉分野の関係機関の皆様との協議・調整を進めていくところでございます。関係機関との調整にあたりましては、相談支援包括化推進員が包括推進会議を開催いたしまして、各相談支援機関との課題の共有を図っておりますが、今後行政内におきましても関係課との協議・調整を進めているところでございます。その中でイメージ図にありますように、重層的支援体制整備事業の中に規定されております、重層的支援会議というものがあり、こちらについては、本人の同意を得られたケースのみ取り扱うことができることになっておりまして、同意を得られない場合は、

重層的支援会議という形ではなく、現在の各相談の中で受けていただいておりますような支援会議という形での開催になることもあります。このような仕組みにつきましては、既存の会議体の関係性も整理する必要がありますので、この重層的支援体制整備の中で、それぞれの役割を明確にしながら円滑に運用ができるように目指しております。

今後につきましては、各福祉分野を所管する関係部署及び関係機関との協議の場を設置しまして、この重層的支援会議が効率・効果的な運用ができるように進めてまいりたいと考えております。現在鈴鹿市におきまして、高齢者、障がい者、子どもの分野については、属性を問わない相談支援や、地域づくりに向けた支援のある程度の仕組みが構築されております。CSWが地域課題を抱えた相談者への包括的な相談支援や支援が必要な方、届いていない方へのアウトリーチが実施できる相談体制づくりを進めてまいりたいと思っております。

しかしながら、昨今皆様のお耳にも入っていると思いますが、ヤングケアラーや引きこもりの方など、福祉分野の属性に当てはまらない方に対しても、確実に支援が繋げるような仕組みを構築することが求められていることから、今後もこういった制度に向けて進めてまいりたいと考えております。

【議長（菅原）】

CSWや相談支援包括化推進員は社協さん抜きでは考えられませんが、中西委員いかがでしょうか。

【委員（中西）】

重層的支援体制整備につきまして、市から委託を受けまして、今年度より社協の方に「断らない相談」ということで、くらしサポートセンターを設置しております。上期において新規相談が58件、継続相談が270件ありました。相談支援包括化推進員の役割は、これまでは制度が縦割りであったため、制度間の壁を低くして、それぞれの機関が重層的に関わることを目指しております。「重層的」というのは、それぞれの機関の守備範囲を広くして、重なり合わせることで制度から零れ落ちないようにすることを目的としております。重層的支援が始まっても、既存の機関がなくなるわけではないので、相談支援包括化推進員はそれぞれの機関を繋ぐ役割となります。CSWはアウトリーチで繋がった方を伴走して支援していきます。伴走支援というのは主にホームレス支援に使われていた手法ですが、ホームレスの方の中には自らホームレスになられている方もみえまして、なかなか社会復帰が難しいことがあります。伴走支援については相手が変わらなくても繋ぎ続けることに焦点を当てております。例えば、断らない相談ということで、相談を受けて、解決を目指すわけですが、皆様もご承知のとおりなかなか解決に結びつかない事例や、支援を拒否される事例があります。

北九州でホームレス支援をされている奥田知志さんが話してみえたことですが、ある支援を拒否されたホームレスの方は、普段は自由に公園で寝泊まりすることを望んでいましたが、死ぬときは畳の上で死にたいと言っていたそうです。その後は月に数回食料を提供するだけの関係でしたが、繋がりが続

けることで、そのホームレスの方の最期のときが把握でき、畳の上で死にたいという思いを実現させることができたと話してみえました。この事例のように伴走型支援では繋がり続けることに焦点を当てます。

鈴鹿市の事例でも、家が崩れ落ちて、自宅に入ることも危険なゴミ屋敷がありました。その方は80代半ばのおじいさんで崩れている家の中で水道もガスも止まっている状況で、このゴミ屋敷に住み続けることを望んでいましたが、あまりに劣悪な環境のため、周りの関係者が施設に入所や病院に入院をさせようと必死でした。それでも本人が頑なに支援を受けることを拒否されたため、何もできない状態が続いていましたが、包括職員や行政、社協職員が定期的に訪問することで繋がり続けていました。その過程で「こんな危険な家に職員を訪問させるのか」「このまま放っておいていいのか」等、批判的な意見もありましたが、問題解決に至らなくても繋がり続けることで、その方が亡くなる直前にお会いすることができ、御遺体が放置されるような、人間の尊厳が侵されるようなことを避けることができました。

【議長（菅原）】

「重層的支援」、「地域共生社会の実現」というと、CSWを軸とする専門家によるものと受け止められがちですが、誰もが支える側、支えられる側になり得ます。

市民の目線で何か市川委員からお話いただけますか。

【委員（市川）】

福祉関係の仕事をしていますが、分からないことも多いです。市民からすると、例えば隣家がゴミ屋敷でも、どのように繋げていくか分からない方も多いと思います。市民に行き渡るような啓発活動を実施していただければと思います。

【議長（菅原）】

市民感情として、仰るとおりだと思います。生活視点から、全てが「支える」「支えられる」に繋がるのだと思います。

その他御意見等がありますでしょうか。

・・・意見、質問なし・・・

【議長（菅原）】

それでは、引き続き議事(3)番 報告事項について事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

報告事項「イ 地域ケア圏域会議の実績報告」については、鈴鹿市基幹型地域包括支援センターの内山さんから報告していただきます。

【事務局（内山）】

資料6を御覧ください。8包括圏域の開催状況です。早い圏域ですと2回

目を開催しているところもありますが、これから1回目の開催を予定しているところもあり、開催時期についてはバラつきがあります。

テーマについては、現在の社会情勢や地域の実情に合わせたテーマを挙げられている圏域が多いです。この会議を行うことで、福祉職・医療職・行政・地域づくり協議会・民生委員の方々など、多くの関係機関が顔の見える関係で、繋がりを強くすることができているのではないかと考えております。

また、裏面の一番下に記載させていただいておりますが、10月から自立支援型地域ケア会議を開催しております。10月は第8圏域の担当ケースでしたが、ひと月に1圏域ずつ順番に実施をしていく予定です。全ての圏域で実施が終わるのが来年の5月ですので、それ以降の開催頻度や検討の事例件数については、鈴鹿亀山地区広域連合や亀山市基幹型地域包括支援センターと検討する予定です。

地域ケア個別会議や自立支援型地域ケア会議、地域ケア圏域会議での課題等をこの地域ケア推進会議に反映させられるように取り組んでいきます。

【事務局（中上）】

テーマについては、移動手段の問題等、各地区で問題になっていることが取り上げられています。今後本推進会議に取り上げるべき課題があれば、報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

【議長（菅原）】

地域ケア会議ということで、地域包括支援センターの長谷川委員から何かお話いただけますか。

【委員（長谷川）】

昨年の4月から4つの圏域から8つの圏域に分かれまして、8つの地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターということで再編成されました。我々基幹型地域包括支援センターは後方支援ということで、地域ケア圏域会議に入らせていただいております。コロナの影響で思うように開催できていないところもありますが、報告書のとおり各圏域で取り組んでいただいております。色々な方に関わっていただいて、お互いに知らないことを知っていただければと思いますので、今後とも御協力いただきますようお願いいたします。

【議長（菅原）】

これらの会議は三層構造になっていますので、各会議で積み上げられた市全体として取り組むべき重大な課題については、この推進会議の中でしっかり議論ができるようにできればと思います。

それでは、引き続き議事(3)番 報告事項について事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

資料7を御覧ください。報告事項「ウ 認知症連絡会の取組について」は、地域包括ケアシステム推進室の今西から報告いたします。

【事務局（今西）】

認知症連絡会は、認知症地域支援推進員を中心に認知症疾患医療センターや保健福祉関係者、地域代表などで構成し、本市における認知症に関する地域課題の把握や解決に向けた取組を推進するもので、年3回開催しております。

第2回認知症連絡会で「認知症フレンドリーな鈴鹿」を目指した活動に取り組むこととし、コアメンバーを中心にスローショッピングの取組を検討し、市内スーパーマーケットにおいてモデル的に実施しております。

また、本年9月にはイスのサンケイホールにて「世界アルツハイマーデー2022IN すずか 笑顔がつながる認知症」を開催し、333人の方に御来場いただきました。詳しい取組内容については、資料を御確認ください。

【議長（菅原）】

認知症の取組について御報告いただきました。老人クラブ連合会の山本様から何か御意見等お話しいただけますか。

【委員（山本）】

認知症は、本人の意思が明確に分からないところが問題だと思います。そうなる前に周りの方と繋がって、付き合っていくことが大切で、老人クラブであれば会員同士の支え合いなどができると思っています。

一週間ほど前に老人クラブ連合会の全国大会があり、天皇陛下から「地域に根差して、経験を活かして、世代間を通じて活動することは意義あることである」というようなお言葉をいただいたので、私もこの言葉を励みに引き続き取り組んでまいります。

【議長（菅原）】

やはり支え合いが大切であるということだと思います。

【委員（寺田）】

少しテーマは戻りますが、地域ケア圏域会議の報告で、高齢者の通院や買い物における移動手段の問題がありましたが、一ノ宮地区では乗り合いワゴンの実証実験を昨年1月から来年の1月25日まで行っております。実証実験が終わってこれからどうするのか、都市計画課では鈴鹿市民を対象とした移動手段を考えられているようですが、長寿社会課と都市計画課がタッグを組んでいただいて、ぜひ高齢者の交通手段について前向きに進めていただきたいと思います。

【議長（菅原）】

その他御意見等がありますでしょうか。

・・・意見、質問なし・・・

【議長（菅原）】

それでは、引き続き議事(3)番 報告事項について事務局より説明願います。

【事務局（中上）】

資料8を御覧ください。報告事項「エ 第10次鈴鹿市高齢者福祉計画の策定」について地域包括ケアシステム推進室の伊藤から説明いたします。

【事務局（伊藤）】

次期計画 第10次鈴鹿市高齢者福祉計画の策定について説明いたします。

まず、「1 計画の期間」については、3年間で、令和6年度から令和8年度までです。上位計画である鈴鹿市地域福祉計画と整合性を取りながら、介護保険事業計画と一体的に策定します。

また、本計画は総合計画の個別計画に位置付けられる計画です。

次に「2 作業時期」については、令和5年度でございます。

最後に「3 スケジュールの概要」については、御覧のとおりです。

【事務局（中上）】

第10次鈴鹿市高齢者福祉計画の策定にあたって新たに市民委員を公募することになります。現市民委員の草深委員と市川委員におかれましては、第9次鈴鹿市高齢者福祉計画を策定する時から大変お世話になりました。お二人は、今回が最後の会議となります。ありがとうございました。

【議長（菅原）】

改めて市川委員から一言いただけますか。

【委員（市川）】

色々勉強させていただきました。この会議で私自身が得た知識を、地域に一つでも二つでもお伝えできればと思っております。地域づくり協議会の役員にもお誘いいただいたので、委員の皆様をはじめ市行政の皆様にも今後もお世話になると思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【議長（菅原）】

それでは全体を通して何か御質問、御意見はございませんか。

栄養ケア・ステーション鈴鹿の中東先生はいかがでしょう。

【委員（中東）】

私には88歳の両親がいて、アルツハイマー型認知症なのですが、父は既にエンディングノートを記入しておりまして、「僕が亡くなったら仏壇に置いてあるから」と言われました。このエンディングノートは大事だと思いますし、何か記入例もあれば分かりやすいのではないかと思います。

【議長（菅原）】

その他御意見等がありますでしょうか。

・・・意見，質問なし・・・

【議長（菅原）】

これで，議事はすべて終了いたしました。

・・・議事終了・・・